

# 教員の長時間勤務縮減にむけた取組方針

平成31年3月 隠岐の島町教育委員会

## 1. 勤務時間管理の適正化

勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であり、教員が心身の健康を損なうことのないように、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することが必要である。

また、組織的・一体的な学校運営には、適切な校務分担と業務遂行が必要であるが、そのためには、管理職が教員の勤務内容や勤務時間を適切に把握し管理することが必要である。

- ① 教育委員会は、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考に、教員の勤務時間の上限に関する方針を策定する。
- ② 教育委員会は、勤務時間の管理にあたっては、タイムレコーダーの導入やICTの活用等により、管理職や教員に事務負担がかからないようなシステムを導入する。
- ③ 校長は、出勤・退勤時刻の設定や休憩時間の確保等、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、教員に周知する。
- ④ 校長は、教員の勤務時間を適切に把握し、メンタルケアの充実や、長時間勤務縮減のため、必要に応じて指導・助言等を行う。
- ⑤ 学校は、教育委員会と連携して、教員の勤務時間の上限に関する方針を実現するために、時間外労働のガイドラインの設定、定時退勤日の設定や長期休業中の連続した学校閉庁日の設定等、各学校の実情に応じた長時間勤務縮減のための取組を進める。

## 2. 働き方に関する意識改革

「学校における働き方改革」は、教員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことで、教育の質の向上と学校教育目標の具現化を図ることを目指している。

学校の働き方改革を進めるためには、教員の意識改革だけでなく、保護者や地域の理解も必要である。また、学校の働き方改革を、点検・評価する仕組みをつくることも必要である。

- ① 教育委員会は、管理職のマネジメント能力の向上のため、教職員の勤務時間管理、健康安全管理等の研修を実施する。
- ② 教育委員会は、各学校の業務改善や教職員の働き方に関し、点検・評価する。
- ③ 教育委員会は、「学校における働き方改革」について保護者や地域の理解を得られるように、広報等で啓発・周知する。
- ④ 学校は、教育委員会と連携して、教員に勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する調査や研修を実施する。

- ⑤ 学校は、学校評価において、業務改善や教職員の働き方に関する項目を、重点的な評価項目の一つとして明確に位置付ける。

### 3. 業務の見直しと改善

教員は、行政、保護者、地域住民等から、“子どもたちのために”と、学校に求められることに対して献身的に対応してきた。このことにより、学校現場では様々な業務が付加され、個々の教員の校務分掌も多種で大量になってきた。

これらの業務について、本来の学校業務や教員が担うべき業務と、学校や教員以外が担うことができる業務を整理・見直すとともに、教員が担うべき業務についても、業務の効率化、役割分担の明確化、業務量の適正化等により負担軽減を図る必要がある。

また、学校は、学校教育目標を具現化するために教育課程を改善し、持続可能な隠岐の島町の教育や特色ある学校づくりを進める必要がある。

- ① 学校は、地域やPTA等と協議し、学校行事やPTA行事の精選や内容の見直しを推進する。
- ② 学校は、校長会や各種大会・コンクールの主催者等と協議し、各種大会やコンクール等の開催のあり方や、参加・出展の見直しを推進する。
- ③ 学校は、校内での情報の共有化に有効な会議のあり方を検討し、校内会議の開催時間や方法を見直す。
- ④ 教育委員会は、各種コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布物依頼などについて、学校の負担軽減に向けた配慮を求める。
- ⑤ 教育委員会は、学校と学校、学校と教育委員会の情報の共有化に有効な会議のあり方を検討し、校外会議の参加メンバーや開催方法を見直す。
- ⑥ 教育委員会は、学校と協議し、研究会や研修の内容の充実や開催方法の見直し等により、研究会や研修の精選を進める。また、学校は、研究会や研修に参加しやすい校内体制をつくる。
- ⑦ 教育委員会は、調査や統計等の依頼について、目的、頻度、時期等を精査し、また、NWの有効利用による様式、依頼方法、提出方法の工夫改善等を図る。
- ⑧ 教育委員会は、教員の授業準備や成績処理等の業務の軽減に資するICT機器の活用や、指導案や教材等の情報を安全で効果的に共有化できるサーバー等の活用が図れるシステム整備を推進する。

### 4. 学校を支えるスタッフの確保

教員が、子供たちの実態を踏まえて学習指導や生徒指導等に取り組むためには、心理や福祉等の専門スタッフの確保と配置を進める必要がある。

また、新たに付加される業務等を円滑に実施するためや、教員以外が担える業務を補助するためのスタッフの確保が必要である。

- ① 教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を促進する。
- ② 教育委員会は、英語専科教員の配置促進など、新学習指導要領の円滑な実施に向けた体制を整備する。

- ③ 教育委員会は、補助的業務を行うスタッフ等の教員の負担軽減に向けた人材の配置を促進する。

## 5. 部活動の負担軽減

学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る以外に、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等の教育的意義が大きい。しかし、大会数の増加や活動量の増加により、教員の負担は大きくなっている。

教員の負担軽減だけでなく、部活動を持続可能なものとするためには、生徒にとって適正な大会数や活動量を検討することや、地域団体や地域の人材と連携することが必要である。

- ① 教育委員会は、活動時間や休養日についての基準の設定等について、「学校に係る部活動の方針」を策定し、学校長は方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 教育委員会は、学校と連携し、教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行う「部活動指導員」を育成する。
- ③ 学校は、中学校体育連盟等と連携し、県大会、地域大会のあり方を検討する。
- ④ 教育委員会と学校は、小規模な中学校が多い町の特性を考慮した部活動のあり方や、社会教育団体、地域団体等と連携した部活動運営の方法を検討する。